

第1回岡山県自動車・同附属品製造業

最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和5年9月6日（水）午前10時00分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室A
- 3 出席者
- | | |
|------------|-------------------------------|
| 公益代表委員 | 岡 山 一 郎
國 光 類
横 山 純 子 |
| 労働者代表委員 | 浅 沼 英 樹
小 橋 政 次
吉 井 哲 也 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
羽 柴 祐 史 郎 |
| 事務局 労働基準部長 | 工 藤 俊 平 |
| 賃 金 室 長 | 三 村 典 代 |
| 賃 金 指 導 官 | 宮 川 晋 太 郎 |
| 監 察 監 督 官 | 諏 訪 雅 浩 |

4 議 事

宮川指導官

ただ今から、第1回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は令和5年度1回目の専門部会になりますので、部会長が選任されるまでの間事務局で司会進行を行わせていただきます。

定足数について報告申し上げます。

本日は使用者委員の向谷委員が御欠席でございますが、他の委員8名が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていますことを報告いたします。

本日御審議いただきます事項は、

- 1 特定最低賃金専門部会 部会長・部会長代理の選任について
- 2 特定最低賃金専門部会の運営について
- 3 資料説明について
- 4 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- 5 今後の審議日程について
- 6 その他

でございます。

本日は令和5年度1回目の専門部会になりますので、冒頭、工藤労働基準部長より挨拶申し上げます。

工藤部長

本日はお忙しい中、皆様方におかれましてはお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今年度も昨年に引き続きまして、特定最低賃金7業種の改定の必要性の段階から専門部会を設置して、関係労使で議論を行っていただくこととなりました。

先月開催された第504回最低賃金審議会において、最低賃金は、10月1日から40円引き上げて932円とすることが妥当との答申がなされたところでございます。

特定最低賃金につきましては各産業の労使のイニシアティブにより審議が行われるという特性、あるいは、全会一致の原則があるのは皆様も御承知のとおりかと思えます。本日から始まります特定最低賃金の専門部会については、この地域別最低賃金の上昇幅が委員の皆様の主張にどのように影響を及ぼすのかというところを事務局としても議論の方向性に最大の関心を持って注視してまいりたいと考えています。

また、依然として国内外の経済情勢、慢性的な人手不足や物価上昇、エネルギー価格の高騰、戦争の長期化、原材料価格の

高騰、インバウンドの見通しを考えると、予断を許さない状況であるということは事務局としても認識しているところでございます。県内の実情を踏まえた本年度の丁寧かつ真摯な御議論を皆様をお願いを申し上げて、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

三村室長

それでは議事に入りたいと思います。

まず、付議事項（１）の「部会長・部会長代理の選任について」ですが、部会長及び部会長代理は、最低賃金法において公益委員の内から選出することとされております。これまでの慣例により各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいておりますので、私から発表させていただきます。部会長は岡山委員、部会長代理は横山委員です。御了承いただけますでしょうか。

（異議なし）

三村室長

ありがとうございます。

それでは以降の議事につきましては、岡山部会長にお願いいたします。

岡山部会長

部会長を仰せつかりました岡山でございます。よろしくお願いいたします。

今年度の最低賃金の審議につきましては、昨年度に引き続き改正の必要性の審議から専門部会で行うこととなりました。特賃の専門部会は、労使のイニシアティブにより丁寧かつ効率的な審議を進めることが必要と考えますので、各委員の御理解、御協力をお願いいたします。

付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願いいたします。

三村室長

それでは、報告させていただきます。

他部会の審議状況ですが、８月３０日に一般機械、昨日９月５日に耐火物と電気機械が必要性ありということで答申をいただいております。以上でございます。

岡山部会長

次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。

特定最低賃金運営規定第６条によりますと、「部会長及び部会長が指名した委員２名が署名する」ものとされておりますので、

部会長である私と、労側は小橋委員、使側は石黒委員にそれぞれお願いしたいと思います。

本日の大まかな予定を説明いたします。

まず付議事項（２）につきまして、今年度の審議運営について事務局から説明していただきます。

続いて、付議事項「（３）本日配付の資料説明」についても事務局からお願いします。

その後、付議事項「（４）特定最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の必要性の有無にかかる基本的な考え方」を述べていただきます。その際、事前の打合せ時間を設けようと思いますので、資料説明の後に一旦休憩とし、時間を取りたいと思います。御発言は労使それぞれ５分から６分程度でお願いします。御協力をよろしくお願いいたします。最終的な終了予定時刻は正午頃を予定しています。

では、付議事項「（２）岡山県特定最低賃金専門部会の運営」について事務局から説明をお願いします。

三村室長

それでは説明させていただきます。

資料№.２と机上配付している「特賃のフロー図」も併せて御覧ください。

今年度の７業種の改正決定につきましては、７月４日の本審で改正の必要性の有無について岡山労働局長から諮問を行いました。これが資料№.２－①の諮問文です。

また、７月３１日の本審で、特賃の必要性の有無については各部会で審議を行うこととなりました。審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」ことを加えて、再度諮問を行いました。これが資料№.２－②の諮問文になります。

必要性の審議において全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第１１条に基づく３週間の公示期間、意見聴取をいただく期間となりますが、この期間を経た後に金額審議の専門部会を開催することになります。

必要性について全会一致とならなかった部会は、後日本審に報告し、そこで審議終了となります。

なお、必要性審議及び金額審議ともに専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第６条第５項を適用することで本審を開催せずに専門部会の決議を本審の答申とすることが合意されています。

今の説明をこのフロー図にしております。7月4日の本審が開かれまして、その日に諮問を行いました。その後、7月31日の本審において専門部会で審議をすることが決まりましたので、委員の推薦公示を行いまして、今回、第1回目の専門部会を開催させていただいています。

必要性について全会一致による決議がありましたら意見聴取期間を設け、その後、10月上旬から審議を再開し、金額審議に入っていただきます。全会一致になればそこで答申となりますが、全会一致にならなかった場合には本審を開催することになります。

必要性の審議で全会一致とならなかった場合は、報告、答申となり、本審へ報告をさせていただきます。全会一致とならない場合、審議は終了となります。

もう1枚机上配付しております「令和4年度岡山県特定最低賃金審議経過及び結果一覧表」を御覧ください。7業種の昨年度の審議経過、審議会数、最賃額の金額引上げ率等を作成しておりますので、参考としていただければと思います。以上でございます。

岡山部会長

ただ今の事務局の説明について、委員の皆様いかがでしょうか。

(特になし)

岡山部会長

それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも審議会令第6条第5項を適用すること、必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること、金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うこととします。

本日の第1回特定最低賃金専門部会は公開として開催しておりますが、次回以降の審議の公開・非公開につきましては、各委員の忌憚のない御意見をいただく必要があることからこれまで非公開としていました。今回の必要性審議においても同様の事情により非公開にしたいと考えます。いかがでしょうか。

(異議なし)

岡山部会長

それでは、第2回以降の専門部会を非公開といたします。次に付議事項(3)の資料の説明について、事務局からお願いいたします。

三村室長

それでは、事務局から資料説明をさせていただきます。

まず、資料No.7の基礎調査の結果について、宮川指導官から説明をいたしますのでよろしくお願い致します。

宮川指導官

それでは、お手元の資料No.7の1ページを見ていただけますでしょうか。私からは岡山県自動車・同附属品製造業における最低賃金基礎調査結果等について説明いたします。

1ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査とは、岡山県各特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的としまして、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、自動車・同附属品製造業を対象としております。

調査事業所については、100人未満の事業所を対象としております。そのうち30人未満の事業所は全労働者を、30人から99人の事業所は労働者の2分の1を抽出し集計しております。

調査対象労働者は、いずれも正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外されます18歳未満の方、65歳以上の労働者はこの対象から除かれております。

調査対象となる賃金は、令和5年6月分の所定内賃金となっております。基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。逆に最賃の基礎とならない精皆勤手当、家族手当、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の1か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。集計ですが、

集計調査事業所数は、 96社

集計調査労働者数は、 1,496人

これが調査の実数になります。この実数を基にして復元した母集団の労働者数は3,292人となっております。

以上が基礎調査の概要です。それでは、最低賃金基礎調査の結果について説明いたします。

次の2ページを御覧ください。最低賃金基礎調査による現行最低賃金未満率ですが、現行の最低賃金未満の労働者の割合を示しております。集計結果から算定しますと、現行の956円未満の未満率につきましては、

男性 4.7%

女性 30.5%

男女合計で 11.7%
となっております。右側にカッコ書きしているのは、前年度の未満率を表しております。

Ⅲの特性値一覧表ですが、
自動車・同附属品製造業は、

月平均賃金額	227,666 円
時間当たり平均賃金額	1,356 円
第 1・20 分位数	910 円
第 1・10 分位数	940 円
第 1・4 分位数	1,042 円
中位数	1,250 円

となっております。

分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20 等分、10 等分、4 等分のように等分したときに、その最初の境界に位置する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて 3 ページ以降について説明します。3 ページ以降が総括表 (1)、(2) となっておりますが、こちらは、賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。

この総括表の見方は、左の金額欄が賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。

続いて、3 ページを御覧ください。現状の自動車特定最賃額 956 円の行を見ていただきますと、1 行上の 955 円の 386 人から 33 人増えて 419 人になっていきますので、この差の人数がそこに属している労働者の数になります。

3～5 ページの総括表 (1) が規模別・年齢別に区分した表、7～9 ページには男女別・年齢別に区分した表となっております。次に 11 ページを御覧ください。

このグラフは、先ほど説明した総括表の賃金分布を 10 円と 100 円刻みにしてグラフ化したものです。

13 ページの表は、最低賃金改正の影響率ということですが、こちらは特定最低賃金額の金額が 50 円まで上がった際の影響率を示したものです。例えば、現状の 956 円から 20 円引き上げて 976 円となった場合には影響率が 14.64% となります。このように見ていただく表となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料 No. 8 の「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」を御覧ください。

これは、県最賃を 100 とした場合の特定最低賃金の比率を、

平成 24 年から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率といわれるものです。

令和 4 年度の自動車・同附属品製造業の特定最賃は 956 円で、優位率は 107.2%となっております。

また、その次のページには、自動車・同附属品製造業特定最賃と県最賃の金額や、年度別に引き上げた金額を比較した一覧表となっております。

私からの説明は以上となります。

三村室長

資料No.3 から説明させていただきます。

これは、日本銀行岡山支店が本年 8 月 4 日に発表した「岡山県金融経済月報」です。

概況としては、「県内景気は、海外経済の回復ペース鈍化等の影響を受けつつも、ペントアップ需要の顕在化等に支えられて、緩やかに回復を続けている」とあります。

最終需要をみると、「個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、サービス分野を中心に緩やかに増加している。設備投資は、企業の業況感が改善するもとで増加している。住宅投資は、弱めの動きとなっている。公共投資は、緩やかに増加している。」とあります。

「県内主要製造業の生産は、弱めの動きが続いている」

「雇用・所得環境をみると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は緩やかに改善している」とされています。

次ページの「(2) 生産」をみますと、「輸送用機械は、供給制約の影響が和らぐもとで、持ち直している」とされています。

次ページは、岡山県の主要経済指標が記載されています。

設備投資欄の設備投資額(全産業)は、2022 年度実績は増加、2023 年度計画も増加傾向にあります。

次に資料No.4、令和 5 年 7 月 26 日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「緩やかに回復しつつある」としています。

これは、前回 4 月判断の「持ち直している」に比較し、上向き判断となっております。

各項目の判断としては、本年 4 月と比較し、

「個人消費」と「企業の景況感」は、上向き、「生産活動」、「雇用情勢」、「設備投資」、「企業収益」などは、横ばいの状況です。

また、【先行き】については、「雇用・所得環境が改善するもとで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっている。また、物

価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としています。

次ページの各論のうち、「■生産活動」においては、「足踏みの状況にある」とされ、「自動車は、供給制約の影響が和らいでいることから増加しているものの、部品調達難の状況は続いている」とあります。

その次のページ、「■企業の景況感」においては、「上昇超えに転じている」とされており、「翌期は上昇超幅が拡大する見通しとなっている」とあります。

また、次ページ以降につきましては、本報告の資料編となっておりますので参考としていただければと思います。

次に、資料No.5です。

岡山県総合政策局が発表した、令和5年6月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」です。

概況をみますと、令和5年6月の鉱工業生産指数は、対前月比2.5%減の87.4で2か月連続の下降となっており、次ページには、「前月比で在庫は上昇、生産、出荷が低下した」とあります。

同じ1ページ 「2 上昇・低下に寄与した主な業種」において、(2) 出荷の「低下」欄、(3) 在庫の「上昇」欄に、「輸送機械工業」挙がっています。

2ページには、「3. 生産増減を占める業種別割合」が業種ごとにグラフ化されておりますし、3ページ以降につきましては「4. 生産の業種別動向」、(1) 主要業種の生産動向をグラフ化したものが記載されております。

これらにつきましては、原指数、季節調整済指数が掲載されており、各産業の数値において、前年同月比、前月比等確認いただければと思います。

次に資料No.6を御覧ください。8月29日に、岡山労働局職業安定課が発表した「雇用情勢」です。

7月の有効求人倍率は1.54倍となり、前月と比べ0.03ポイント下降しています。

また、7月の新規求人数は、対前年同月比で4.6%減となり、2か月連続で減少しています。

6ページに「産業別・規模別新規求人状況」があります。業種ごとに記載されておまして、Eの「製造業」をみますと、7月は、前年同月比8.1%減となっております。その下段、(31) 輸送用機械器具は-36.5%となっております。

参考指標としていただければと思います。以上です。

す。

2023年三菱自動車各部門における春闘は、日々変化する労働環境の中、生産性向上への対応や会社施策に貢献している組合員の努力に報いるため、適正な成果配分や組合員の更なる成長に向けた人への投資を求めるとともに、物価上昇が生活に与える影響などにかんがみまして、組合員とその家族の生活の安定を目指し取組を進めてまいりました。その結果、84組合で賃金改善を要求したところ、62組合で改善分を獲得できたことは大きな前進であったと受け止めています。

一方で、年間一時金につきましては、20組合が季別交渉、13組合が付言付きの回答になったことに加え、要求水準を大きく下回る結果となった単組もあったことなどを踏まえ、取り巻く環境は依然厳しく、引き続き課題認識を持って取組を進める必要があると考えています。

次に、2022年生産状況について申し上げます。

国内四輪生産実績は約783万台と4年連続の前年割れとなっています。また、国内新車販売台数につきましても前年比5.6%減の約420万台となり、1977年以来45年ぶりの低水準となりました。

業績の動向としては、今後も半導体不足の影響が懸念され、生産が遅延し、納期の長期化など販売も低迷する可能性が予測されますが、一方で半導体製造工場も増加していることなどを背景に供給も安定しつつあるとの見方もあり、いずれにしても早期に供給体制が正常化することが業績を左右する鍵になるのではないかと考えています。

2023年度の見通しということでは、世界的なカーボンニュートラルを目指す動きを受けて、今後も電気自動車の需要は加速していくことが予想されます。いまだに不安定な半導体供給などの自動車産業を取り巻く環境は不透明な状況にあるものの、今後も基幹産業である自動車産業が健全に発展するには、これまでどおり雇用の維持、拡大を進めながらしっかりと自動車産業の魅力を伝えていくとともに、変革期を迎えている自動車産業の衰退をさせないためにも技術、技能を継承していくことは必要不可欠であると考えています。

次に、雇用の情勢についてですが、2023年1月時点の18歳人口は約112万人ということで、ピーク時の人口からすると約205万人減少が続いている状況にあります。メーカー、車体部品、販売、輸送の区別なく、自動車産業の人材不足は深刻であります。そのような状況であるが故に今後も一定程度の賃金改正を図りながら自動車産業の魅力を高め、人材の確保に繋げていく

ことが極めて重要であると考えています。

また、今後加速するであろう脱炭素の実現に向けた取組が自動車産業を取り巻く環境を大きく変化させることは容易に想像がつくところでございます。変化に迅速にかつ柔軟に対応するための優秀な人材確保は最優先で取り組むべき課題と考えています。

自動車産業は岡山県においても最大の産業であり、特に裾野が広く、地域経済や賃金秩序に与える影響は大きいと考えますが、最低賃金の水準は他産業と比較しても決して優位ではないと思います。特に慢性的な人手不足に陥っている現状や、非正規労働者の増加などをかんがみますと、初期賃金設定の重要度は高くなっていると考えております。

今後は変化期に対応するためにも技術の伝承や優秀な人材確保は重要であり、さらには基幹産業としての優位性を確立していく観点からも最低賃金の改定は必須であると考えています。

最低賃金近傍で働いている労働者の労働意欲を向上させ、自動車産業の活性化を図るためには、今後も最低賃金改定は公労使で十分議論し、歩みを進めていく必要があると考えています。

改正にあたっては使側と十分に協議を重ね、円満な解決により早期発効となるよう取り組みたいと考えています。以上です。

岡山部会長

ありがとうございました。

次に使用者側の委員からお願いします。

羽柴委員

三菱自動車の羽柴です。私から使側の意見を申し上げたいと思います。

まず、業界の状況について認識をしておく必要があると思いますので、説明させていただきます。三菱自動車水島製作所、それからウィングバレーの状況について申し上げたいと思います。

まず、三菱自動車水島製作所ですが、生産状況をみますと、今年度、2023年の生産計画は、コロナ前の2019年と比較して78%という状況です。非常に厳しい状況ですが、ただ、今年はコロナ禍も明けたということで、対前年比では110%となっており、水島製作所としては挽回していく計画を立てています。ただし、計画の状況としては、4月から7月の実績でみると累計生産計画に対しては64%となっておりまして、計画どおりに進んでおらず遅れが出ている状況です。

各社によって状況はそれぞれあると思いますが、総じて昨年から半導体不足は解消されつつあるという中で、水島製作所

についてはまだ時間がかかっており回復に至っていません。緩やかに回復はしてきているのですが、我々が立てている計画に対してははまだ解消できず、時間がかかっている状況です。

参考までに岡崎製作所について申し上げますと、今のところ大きな遅れは出ていません。以上が三菱自動車の水島製作所の状況でございます。

一方で、我々を支えてくださっているウィングバレーについてですが、ウィングバレー12社の合計で2022年の売上高は1,091億円です。前年比で53億円増ということなのですが、2018年に対しては85%ということで、非常に厳しい状況です。

これは御承知のとおり、ロシア・ウクライナの戦争に起因するところだと思いますが、エネルギー価格の高騰が各社に経費面で大きな負担を与えていますし、円安については原材料価格の上昇を招いていて、これを価格転嫁できていない状況です。営業利益の確保は努力の限界がきているというのがウィングバレーの状況です。

それから従業員数について申し上げますと、現在合計3,468名で、これは非正規の方々も含みます。2018年比で88%です。23年度のウィングバレー各社の賃上げ、賞与、支給実績というのは、こういった本格的な売上げの回復が遅れている中で非常に低水準に留まっています。

一方で、人員確保については少子高齢化という背景がありますので、新卒の中途採用が非常に厳しい中であって、何とか研修生を含めた外国籍の方々の力をお借りしながら採用を増加している状況です。非常に苦慮されている状況です。

今、申し上げたのは業界の状況ということで説明をさせていただきました。

次に、最低賃金をめぐる状況についてです。岡山県の最低賃金の推移をみますと、自動車・同附属品製造業最低賃金と県の最低賃金との差については2015年には当時104円ありましたが、昨年2022年では64円にまで縮小してきています。一方で、自動車・同附属品製造業と鉄鋼業の特定最低賃金との差は2015年に35円あったものが2022年には54円に拡大している状況です。一般的な岡山県の景気判断よりも自動車産業を取り巻く状況というものが厳しい傾向にあることがここからも読み取れると思います。

これらを踏まえまして2023年の最低賃金をこれから議論していくわけですが、ここ数年の本部会で結審した最低賃金は業界の実力値を超えたものであったと考えています。1,000円台という目標値があることも認識はしているのですが、まずはやはり

雇用の維持についての協議がベースとしてあるべきでありまして、やはりフォーカスすべき課題としては流動性のある雇用環境であり仕組みであるという認識であります。

AIの発展による社会構造の変化を前にして産業別特定最低賃金のフレームの考え方についても再考すべきではないかというふうにも考えております。

御承知のとおり自動車産業は非常に裾野が広い産業でございます。中小企業の集合体であるこの部会については小規模の企業の存続について配慮すべきと考えております。一方で労側からもありましたように、魅力のある働く場所の確保、創設も非常に重要ですので、活発な前向きな意見交換を通して結論に達していきたいと考えております。以上です。

岡山部会長 必要性についてはどうですか。

羽柴委員 必要性ありです。

石黒委員 労側はどう言われましたか。

浅沼委員 必要性ありです。

岡山部会長 労使双方より改定の必要性ありとの御意見をいただき、意見が一致したということによろしいでしょうか。

(労使双方より同意する声)

石黒委員 今日では議事録を作成するのですよね。
次回からは議事録がないのですよね。要旨だけで。

三村室長 そうです。2回目からは要旨だけです。

岡山部会長 自動車・同附属品製造業の最低賃金の改定の必要性の有無において、労使双方から必要性ありとのお話をいただいて結論を得ることができました。

それでは、この結論を会長宛て報告したいと思っておりますので、報告文の準備をしてください。

(事務局報告文を準備し、各委員に報告文(案)を配付)

岡山部会長 それでは、事務局で報告文(案)を読み上げてください。

- 三村室長 報告文（案）を読み上げさせていただきます。
- (報告文（案）の読み上げ)
- 岡山部会長 (案) のとおりでよろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 岡山部会長 本年7月31日の第503回審議会において、「全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する」こととされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。
では、事務局で答申文（案）を御用意ください。
- (事務局、答申文（案）を各委員に配付)
- 岡山部会長 では、事務局で答申文（案）を読み上げてください。
- 三村室長 それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。
- (答申文（案）読み上げ)
- 岡山部会長 (案) のとおりでよろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 岡山部会長 では、この内容で（案）を取り、番号を付して答申することといたします。
番号は岡賃審第24号となります。
- (事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認)
(部会長より基準部長へ、答申文を手交)
- 三村室長 答申をいただきましたので、局長に代わりまして、労働基準部長より挨拶申し上げます。
- 工藤部長 ただ今、部会長より答申をいただきました。
地賃に引き続きまして、全会一致で必要性ありとなったことに改めて感謝を申し上げます。
今後の金額審議が円滑に進みますよう事務局としても丁寧に運営を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御理

解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

岡山部会長

お忙しい中、皆さんの熱心な御審議をいただき答申することができました。

本日の審議はここまでとし、金額審議につきましては、次回、労使より金額提示をいただきたいと思います。

今後の審議の流れ、日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

三村室長

先ほど岡山労働局長宛て答申をいただきましたので、本日付けで意見聴取について公示いたします。意見書の提出期限につきましては、公示期間を3週間とし、9月27日水曜日までとなります。

今後の審議日程ですが、第2回は9月29日金曜日15時から予定しております。委員の皆様には改めて通知させていただきます。

次回の専門部会につきましては、最低賃金法第25条第2項の金額審議のための専門部会となります。よろしく申し上げます。

岡山部会長

次に、付議事項(6)その他ですが、事務局から何かありますか。

三村室長

事務局から1点確認させていただきます。本日第1回特定最賃専門部会を公開として開催しています。議事録を作成してこれをホームページに公開させていただきます。第2回以降の専門部会につきましては先ほど非公開とすることが確認されましたので、議事要旨を作成しホームページに公開するということがよろしいでしょうか。

(異議なし)

三村室長

ありがとうございます。

事務局からは以上でございます。

岡山部会長

議事録、議事要旨の取扱いについてはそのようをお願いいたします。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

(特になし)

岡山部会長

それでは、これもちまして、第1回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。
委員の皆さん大変御苦労様でした。